

# 島根県報

号外第一三一号  
平成十五年十二月二十八日  
(金曜日)

## 条 例

### 目 次

職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人 事 課)	四
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁総務課)	二二
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	"	(三三)
特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	三九
職員の期末手当の特例に関する条例	"	(三九)
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(企業局総務課)	四五

### 公布された条例等のあらまし

職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第六一号)

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六二号)

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六三号)

#### 一 条例の概要

##### 1 給料表の改正

職員等の給料表を人事委員会の勧告どおり改正することとした。

##### 2 初任給調整手当の支給月額の限度額の改正 (条例第六十一号に限る。)

#### 3 扶養手当の手当額の改正

支給対象者	改正前	改正後
医師又は歯科医師で医療職給料表(一)の適用を受けるもの	三十一万四千四百円	三十万七千九百円
医師又は歯科医師で医療職給料表(一)の適用を受けないもの	五万八百円	五万二百円

区分	改正前	改正後
配偶者	一万四千元	一万三千五百円

#### 4 調整手当の異動保障の廃止 (条例第六十一号に限る。)

調整手当支給地域から異動後も一年間は調整手当の支給を保障していた制度等を廃止することとした(ただし、施行日の前日に異動保障を受けている場合については、現行どおり支給すること。)

#### 5 住居手当の支給対象範囲の改正

(1) 県が設置する公舎等の借り受け者に対する住居手当を廃止することとした(ただし、平成十七年三月三十一日までの間は現行規定の二分の一の額を支給すること。この場合において、施行日の前日から引き続き施行日以後も公舎等を借り受けける場合については、平成十六年三月三十一日までの間は現行どおり支給すること。)

(2) 自宅居住者に対する住居手当を新築又は購入から五年間(月額二千五百円)のみとし、五年を経過した後に支給している月額千円の手当を廃止することとした。

#### 6 通勤手当の支給方法及び手当額の改正

(1) 交通機関等利用者への手当支給については、六箇月定期券等の価額による一括支給とすること及び五万円を超える場合の二分の一の加算措置を廃止し、一箇月当たり五万五千円まで全額支給とすることとした。

(2) 交通用具使用者に対する手当額を次に掲げる職員の区分に応じて引き下げることにした。

ア 自動車を使用する職員

区 分	改正前	改正後
最低 三キロメートル未満	二千元	千四百円
最高 七十八キロメートル以上	四万六千二百円	三万四千八百円

イ ア以外の職員 アに定める額の二分の一の額  
 7 期末手当の支給割合の改正

(1) 平成十五年度

期末手当の支給割合を次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの表に示すとおり減ずることとした。

ア イ、ウ及び工以外の職員等

(ア) (イ)以外の職員等

支給月	改正前	改正後
十二月	百分の百七十	百分の百四十五

(イ) 特定幹部職員等

支給月	改正前	改正後
十二月	百分の百五十	百分の百二十五

イ 再任用職員の職員等

(ア) (イ)以外の職員等

支給月	改正前	改正後
十二月	百分の九十	百分の七十五

(イ) 特定幹部職員等

支給月	改正前	改正後
十二月	百分の八十	百分の六十五

ウ 中央病院の院長及び大学の学長

工 任期付研究員及び特定任期付職員

支給月	改正前	改正後
十二月	百分の百八十	百分の百六十

(2) 平成十六年度以降

期末手当の支給割合の配分を次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次の表のとおり変更することとした。

ア イ、ウ及び工以外の職員等

(ア) (イ)以外の職員等

支給月	改正前	改正後
六月	百分の百五十五	百分の百四十
十二月	百分の百四十五	百分の百六十

(イ) 特定幹部職員等

支給月	改正前	改正後
六月	百分の百三十五	百分の百二十
十二月	百分の百二十五	百分の百四十

イ 再任用職員の職員等

(ア) (イ)以外の職員

支給月	改正前	改正後
六月	百分の八十五	百分の七十五
十二月	百分の七十五	百分の八十五

(イ) 特定幹部職員等

支給月	改正前	改正後
六月	百分の八十五	百分の七十五
十二月	百分の七十五	百分の八十五

(イ) 特定幹部職員等

支給月	改正前	改正後
六月	百分の七十五	百分の六十五
十二月	百分の六十五	百分の七十五

ウ 中央病院の院長及び大学の学長

支給月	改正前	改正後
六月	百分の百七十	百分の百六十
十二月	百分の百六十	百分の百七十

工 任期付研究員及び特定任期付職員

支給月	改正前	改正後
六月	百分の百七十	百分の百六十
十二月	百分の百六十	百分の百七十

8 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年十二月一日から施行することとした。ただし、6の(1)及び7の(2)については、平成十六年四月一日から施行することとした。

特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例(条例第六四号)

一 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

1 平成十五年度

期末手当の支給割合を百分の二十減することとした。

支給月	改正前	改正後
十二月	百分の百八十	百分の百六十

2 平成十六年度以降

期末手当の支給割合の配分を次の表のとおり変更することとした。

支給月	改正前	改正後
六月	百分の百七十	百分の百六十
十二月	百分の百六十	百分の百七十

二 施行期日

平成十五年十二月一日から施行することとした。ただし、2については、平成十六年四月一日から施行することとした。

職員の期末手当の特例に関する条例(条例第六五号)

一 条例の概要

1 減額対象者

職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員(以下「職員等」といふ。)

2 減額内容

平成十五年十二月に支給する期末手当の額を、条例第六十一号から条例第六十三号までにより改正された後の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすることとした。

(1) 平成十五年四月一日において職員等が受けるべき給料(給料月額については、職員の給料の特例に関する条例の規定による減額後の額)、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当(準する手当を含む。)、へき地手当(準する手当を含む。)、及び教職調整額の月額合計額に百分の一・一を乗じて得た額に、同月から同年十一月までの月数(以下「調整月数」といふ。)を乗じて得た額

(2) 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・一を乗じて得た額

3 調整月数の特例

平成十五年四月から同年十一月までの間に、新たに職員等となった者、育児休業をしていた職員等、在職しなかった期間等がある職員等の調整月数は、当該期間等がある月数を調整月数から減じた月数とすることとした。

4 条例の失効

この条例は、平成十六年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

二 施行期日

平成十五年十二月一日から施行することとした。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第六六号）

一 条例の概要

1 調整手当の異動保障の廃止

調整手当支給地域から異動後も一年間は調整手当の支給を保障していた制度等を廃止することとした（ただし、施行日の前日に異動保障を受けている場合については、現行どおり支給すること）。

2 住居手当の支給対象範囲の改正

(1) 県が設置する公舎等の借り受け者に対する住居手当を廃止することとした

（ただし、平成十七年三月三十一日までの間は現行規定の二分の一の額を支給すること。この場合において、施行日の前日から引き続き施行日以後も公舎等を借り受ける場合については、平成十六年三月三十一日までの間は現行どおり支給すること）。

(2) 自宅居住者に対する住居手当を新築又は購入から五年間（月額 二千五百円）のみとし、五年を経過した後に支給している月額千円の手当を廃止することとした。

3 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年十二月一日から施行することとした。

条

例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県条例第六十一号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年島根県条例第一号）の一部を次のように改正する。

島根県知事 澄 田 信 義

第七条の三第一項第一号中「三十一万四千四百円」を「三十万七千九百円」に改め、同項第二号中「五万八千八百円」を「五万二千円」に改める。

第八条第三項中「一万四千円」を「一万三千五百円」に改める。

第九条の二第二項中「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改める。

第九条の四を次のように改める。

#### 第九条の四 削除

第九条の五第一項第一号中「職員」の下に「県が設置する公舎を貸与されている職員その他」を加え、同項第二号中「その」を「当該職員の」に改め、「含む。」の下に「のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないもの」を加え、同項第三号中「住宅」の下に「県が設置する公舎その他」を加え、同条第二項中「応じて」を「応じ」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる職員 二千五百円

第十条第一項第二号中「自転車その他」を「自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）その他」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第三号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第二項中「に」に「応じて、当該各号に掲げる」を「に」に「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車を使用する職員 交通用具使用者通勤手当表（別表第十五）の左欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

ロ イに掲げる職員以外の職員 イに定める額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第十条第二項第三号中「自転車等」を「自動車等」に、「掲げる額」を「定める額」に改める。

第十五条の四第一項及び第二項中「（別表第十五）」を「（別表第十六）」に改める。

第十五条の五第二項中「十二月に支給する場合には百分の百七十」を「十二月に支給する場合には百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の九十」を「百分の七十五」に、「百分の八十」を「百分の六十五」に改める。

第十六条の四第一号中「県公舎」を「県が設置する公舎」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 (第三条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
再任 用職 員以 外の 職員	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300					
	24			302,000	355,200	376,400	416,700					
	25			303,900	357,600	379,000						
	26			305,700	359,800	381,600						
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
	32			317,100								
再任 用職 員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、附則第4項に規定する職員を除く。



別表第二 ( 第三条関係 )

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	—	231,000	267,000	286,400	306,100	327,100	357,500	392,000
	2	156,700	172,100	198,500	238,900	276,000	295,800	315,900	337,200	367,700	403,900
	3	163,300	179,300	206,600	247,600	285,200	305,200	325,900	347,300	377,800	415,800
	4	170,400	188,400	214,700	256,600	294,300	314,900	336,000	357,500	387,800	426,900
	5	177,400	198,300	222,000	265,700	303,500	324,900	346,000	367,700	397,800	437,400
	6	185,900	205,700	229,400	274,600	312,400	334,900	355,900	377,800	407,500	446,900
	7	195,600	213,100	236,700	283,700	321,200	344,800	365,700	387,600	417,200	456,400
	8	203,000	220,200	244,100	292,800	329,900	354,700	375,500	397,400	426,800	465,100
	9	210,300	226,900	252,200	301,900	338,600	364,300	385,100	407,000	436,300	474,100
	10	217,400	234,000	260,100	310,200	347,200	373,700	394,700	416,500	445,500	482,400
	11	224,100	241,700	268,100	318,500	355,200	383,100	404,200	426,000	454,000	490,900
	12	231,200	248,600	276,100	326,700	363,100	392,600	413,700	435,400	462,200	499,400
	13	238,600	256,400	284,100	334,900	370,800	401,900	423,100	444,200	470,500	508,000
	14	245,500	264,300	291,800	342,900	378,500	411,300	429,800	452,200	478,700	515,300
	15	253,300	272,100	299,500	349,900	386,100	419,900	436,200	459,500	486,700	519,500
	16	261,200	279,800	307,600	357,300	393,000	425,500	441,600	465,800	490,700	
再任 用職 員以 外の 職員	17	268,500	286,900	315,800	364,800	400,000	431,000	445,900	469,800	494,700	
	18	275,300	293,900	324,000	372,400	405,700	435,200	450,100	473,700	498,600	
	19	281,600	300,700	331,900	380,000	411,100	438,700	453,600	477,700		
	20	288,100	307,300	338,900	387,100	414,700	441,900	457,000	481,400		
	21	294,500	314,000	346,300	394,000	417,700	445,300	460,300	485,000		
	22	300,500	320,400	354,000	399,700	420,700	448,700	463,800			
	23	306,800	326,600	361,600	405,500	423,700	452,000				
	24	312,700	333,000	369,200	409,000	426,900	455,400				
	25	318,300	339,400	376,200	412,000	429,700					
	26	324,100	345,800	383,100	414,900	432,700					
	27	329,700	351,800	389,000	417,900						
	28	334,600	357,200	394,800	421,100						
	29	338,200	361,900	398,300	423,900						
	30	341,800	366,300	401,300	426,700						
	31	345,600	370,800	404,200							
	32	349,400	373,300	407,100							
	33	351,700	375,900	410,300							
	34		378,400	413,100							
	35		381,000	415,800							
	36		383,500								
再任 用職 員		242,900	253,100	262,200	276,400	304,700	324,700	341,400	362,200	388,900	420,600

備考 この表は、警察官に適用する。



## 別表第三 (第三条関係)

## 海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	250,400	300,700	328,400
	2	136,800	214,300	259,100	314,100	339,600
	3	140,800	222,700	268,100	327,000	350,800
	4	145,800	231,200	278,100	338,000	362,000
	5	153,600	238,900	291,600	349,100	373,100
	6	161,400	246,500	304,900	360,200	383,900
	7	170,700	253,900	317,600	371,200	397,700
	8	180,200	260,800	326,000	382,000	411,300
	9	189,900	268,400	334,400	392,700	424,500
	10	200,100	275,600	342,700	403,300	433,700
	11	210,700	282,600	350,500	413,800	442,400
	12	217,100	288,700	358,000	422,200	450,700
	13	223,200	294,400	365,300	429,000	458,700
再任	14	227,700	300,100	372,200	435,800	465,200
用職	15	231,300	304,600	379,000	442,400	470,100
員以	16	235,100	309,100	385,300	446,700	474,100
外の	17	238,700	313,300	391,200	449,800	477,900
職員	18	242,500	316,300	394,100	453,100	481,600
	19	245,700	319,200	397,000	456,500	485,400
	20	248,900		399,600	459,800	489,100
	21	252,100		402,500	463,200	492,700
	22	255,200		405,200	466,700	496,300
	23	257,000		408,100	470,000	500,000
	24			410,900	473,300	
	25			413,800	476,800	
	26			416,900		
	27			419,800		
再任		220,300	250,600	289,100	341,000	367,100
用職						
員						

備考 この表は、試験船、実習船等に乗りに組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第四 ( 第三条関係)

## 研究職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	255,100	296,700	340,400
	2	134,500	183,500	268,300	310,500	352,500
	3	138,900	193,300	281,700	324,300	364,800
	4	144,000	202,400	294,900	338,200	377,100
	5	150,300	211,500	308,300	348,900	389,000
	6	157,800	221,000	322,000	358,700	401,600
	7	166,300	232,500	335,600	368,300	414,400
	8	175,300	243,800	345,600	377,900	427,900
	9	183,600	255,100	354,900	387,200	441,100
	10	190,900	264,900	363,400	396,300	454,100
	11	198,300	275,100	371,000	405,200	467,000
	12	206,000	285,000	377,800	413,900	479,400
	13	213,700	292,200	384,200	422,400	491,600
再任	14	221,500	298,900	390,300	430,700	503,300
用職	15	229,700	305,600	396,300	438,300	514,800
員以	16	238,000	312,200	402,200	445,800	526,100
外の	17	244,300	318,800	407,300	453,200	537,700
職員	18	250,400	325,500	411,600	460,500	548,100
	19	256,500	331,900	416,000	467,000	555,900
	20	262,400	338,200	420,000	473,700	562,800
	21	267,800	344,500	423,900	478,700	568,700
	22	273,100	349,300	427,700	483,200	573,900
	23	278,200	353,400	431,500	487,000	577,900
	24	283,200	356,200	434,900		
	25	287,900	359,000	438,200		
	26	291,700	361,800			
	27	295,300	364,600			
	28	298,200	367,400			
	29	300,600	370,100			
	30	302,600				
	31	304,700				
	32	306,600				
再任		217,600	263,400	297,500	340,400	396,000
用職						
員						

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 (第三条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	295,800	347,000	425,700
	2	235,900	311,900	363,600	438,500
	3	245,800	328,200	380,300	450,500
	4	261,000	344,600	396,900	462,300
	5	276,900	361,000	409,400	473,600
	6	292,700	377,500	422,200	484,900
	7	307,600	394,100	434,700	495,600
	8	323,100	406,600	446,700	506,000
	9	337,800	418,000	458,200	516,100
	10	350,700	428,600	469,000	525,700
	11	363,400	438,100	479,800	535,400
	12	375,800	447,200	490,100	544,300
	13	385,000	456,100	499,800	552,900
再任	14	393,800	464,800	509,500	561,500
用職	15	401,000	473,500	517,800	569,800
員以	16	405,700	482,000	526,200	578,200
外の	17	410,200	488,000	534,600	586,000
職員	18	412,700	492,900	541,200	592,500
	19		497,000	547,700	597,700
	20		500,300	552,400	602,300
	21		503,800	557,000	
	22		507,300	561,600	
	23		510,700	565,700	
	24		514,100	569,800	
	特 1				573,000
	特 2				636,000
	特 3				704,000
	特 4				783,000
	特 5				843,000
	特 6				906,000
	特 7				991,000
再任		294,700	346,500	397,800	465,300
用職					
員					

備考 (一) この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の4級の特1号給から特7号給までの号給は、中央病院の院長のみに適用する。

### 口 医療職給料表 (二)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	205,400	228,600	265,200	306,800	342,100
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900	353,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900	365,300
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900	376,900
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900	388,200
	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500	399,700
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000	411,400
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500	423,000
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000	434,200
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500	444,200
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000	453,700
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600	461,600
	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700	467,900
再任 用職 員以 外の 職員	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700	474,300
	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400	480,900
	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300	485,000
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000	489,100
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900	
	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500	
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100	
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100		
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500		
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900		
	24		295,700	354,400	378,000			
	25		297,500	356,700	380,400			
	26		299,200	358,700	382,900			
	27		301,100	360,800	385,500			
	28		302,800	362,900				
	29			365,100				
	30			367,300				
再任 用職 員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000	338,800	374,300

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	220,900	243,200	274,400	310,800	343,100
	2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200	354,600
	3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200	366,200
	4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400	377,700
	5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500	389,300
	6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200	401,200
	7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700	413,300
	8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100	424,600
	9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800	435,700
	10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600	446,200
	11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500	456,500
	12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700	465,500
	13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100	473,300
	14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700	481,000
	15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000	488,700
	16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700	495,700
	17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400	500,400
	18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100	504,600
	19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000	508,400
	20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600	
	21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600	
再任用職員以外の職員	22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100	
	23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300		
	24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800		
	25	283,900	336,800	378,600	398,900			
	26	288,000	340,700	381,900	402,200			
	27	291,500	344,000	384,900	405,100			
	28	294,600	347,000	387,700	407,500			
	29	297,100	349,700	390,500				
	30	299,200	351,800	393,200				
	31	301,000	353,800	395,500				
	32	302,900	355,700					
	33	304,800	357,600					
	34	306,700	359,700					
	35	308,600	361,800					
	36	310,500	364,000					
	37	312,300	366,300					
	38	314,400	368,500					
	39	316,300						
	40	318,400						
	41	320,200						
再任用職員		235,200	267,900	274,900	286,200	309,000	350,100	380,500

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第十五(第十条関係)

## 交通用具使用者通勤手当表

自動車等の使用距離	通勤手当の額
片道3キロメートル未満	1,400円
片道3キロメートル以上4キロメートル未満	2,000円
片道4キロメートル以上5キロメートル未満	2,500円
片道5キロメートル以上6キロメートル未満	3,100円
片道6キロメートル以上7キロメートル未満	3,600円
片道7キロメートル以上8キロメートル未満	4,100円
片道8キロメートル以上9キロメートル未満	4,700円
片道9キロメートル以上10キロメートル未満	5,200円
片道10キロメートル以上11キロメートル未満	5,700円
片道11キロメートル以上12キロメートル未満	6,200円
片道12キロメートル以上13キロメートル未満	6,700円
片道13キロメートル以上14キロメートル未満	7,100円
片道14キロメートル以上15キロメートル未満	7,600円
片道15キロメートル以上16キロメートル未満	8,100円
片道16キロメートル以上17キロメートル未満	8,600円
片道17キロメートル以上18キロメートル未満	9,000円
片道18キロメートル以上19キロメートル未満	9,500円
片道19キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
片道20キロメートル以上21キロメートル未満	10,400円
片道21キロメートル以上22キロメートル未満	10,900円
片道22キロメートル以上23キロメートル未満	11,400円
片道23キロメートル以上24キロメートル未満	11,800円
片道24キロメートル以上25キロメートル未満	12,300円
片道25キロメートル以上26キロメートル未満	12,700円
片道26キロメートル以上27キロメートル未満	13,200円
片道27キロメートル以上28キロメートル未満	13,600円
片道28キロメートル以上29キロメートル未満	14,100円
片道29キロメートル以上30キロメートル未満	14,500円
片道30キロメートル以上31キロメートル未満	14,900円
片道31キロメートル以上32キロメートル未満	15,400円
片道32キロメートル以上33キロメートル未満	15,800円
片道33キロメートル以上34キロメートル未満	16,200円
片道34キロメートル以上35キロメートル未満	16,700円
片道35キロメートル以上36キロメートル未満	17,100円
片道36キロメートル以上37キロメートル未満	17,600円
片道37キロメートル以上38キロメートル未満	18,000円
片道38キロメートル以上39キロメートル未満	18,400円
片道39キロメートル以上40キロメートル未満	18,800円
片道40キロメートル以上41キロメートル未満	19,300円
片道41キロメートル以上42キロメートル未満	19,700円
片道42キロメートル以上43キロメートル未満	20,100円
片道43キロメートル以上44キロメートル未満	20,500円
片道44キロメートル以上45キロメートル未満	21,000円
片道45キロメートル以上46キロメートル未満	21,400円
片道46キロメートル以上47キロメートル未満	21,800円
片道47キロメートル以上48キロメートル未満	22,200円
片道48キロメートル以上49キロメートル未満	22,600円
片道49キロメートル以上50キロメートル未満	23,100円

別表第十五を別表第十六とし、別表第十四の次に次の一表を加える。

片道50キロメートル以上51キロメートル未満	23,500円
片道51キロメートル以上52キロメートル未満	23,900円
片道52キロメートル以上53キロメートル未満	24,300円
片道53キロメートル以上54キロメートル未満	24,700円
片道54キロメートル以上55キロメートル未満	25,100円
片道55キロメートル以上56キロメートル未満	25,500円
片道56キロメートル以上57キロメートル未満	26,000円
片道57キロメートル以上58キロメートル未満	26,400円
片道58キロメートル以上59キロメートル未満	26,800円
片道59キロメートル以上60キロメートル未満	27,200円
片道60キロメートル以上61キロメートル未満	27,600円
片道61キロメートル以上62キロメートル未満	28,000円
片道62キロメートル以上63キロメートル未満	28,400円
片道63キロメートル以上64キロメートル未満	28,800円
片道64キロメートル以上65キロメートル未満	29,200円
片道65キロメートル以上66キロメートル未満	29,600円
片道66キロメートル以上67キロメートル未満	30,000円
片道67キロメートル以上68キロメートル未満	30,400円
片道68キロメートル以上69キロメートル未満	30,800円
片道69キロメートル以上70キロメートル未満	31,200円
片道70キロメートル以上71キロメートル未満	31,600円
片道71キロメートル以上72キロメートル未満	32,000円
片道72キロメートル以上73キロメートル未満	32,400円
片道73キロメートル以上74キロメートル未満	32,800円
片道74キロメートル以上75キロメートル未満	33,200円
片道75キロメートル以上76キロメートル未満	33,600円
片道76キロメートル以上77キロメートル未満	34,000円
片道77キロメートル以上78キロメートル未満	34,400円
片道78キロメートル以上	34,800円



第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「月額」を「額」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第十条第二項第二号中「職員の区分に応じ」の下に「支給単位期間につき」を加え、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第三号中「応じ、」の下に「前二号に定める額（一箇月当たりの）を加え、「（その額が五万円を超えるときは、その額と五万円との差額の二分の一（その差額の二分の一が五千円を超えるときは、五千円）を五万円に加算した」を「が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第三項中「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十条第四項中「月額」を「額」に改め、同条第五項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第八項とし、

同条第四項の次に次の三項を加える。

5 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

第十五条の五第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百二十五」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「十二月に支給する場合には百分の七十五」を「十二月に支給する場合には百分の八十五」に、「六月に支給する場合には百分の七十五」を「六月に支給する場合には百分の六十五」に、「百分の六十五」を「百分の七十五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	409,000
2	483,000
3	561,000
4	653,000
5	762,000
6	870,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	337,000
2	376,000
3	406,000

第六条第四項中「**百分の百七十**」を「**百分の百四十五**」に、「**百分の百八十**」を「**百分の百六十**」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「**百分の百五十五**」を「**百分の百四十**」に、「**百分の百七十**」を「**百分の百六十**」に、「**百分の百四十五**」を「**百分の百六十**」に、「**百分の百六十**」を「**百分の百七十**」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年島根県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	404,000
2	457,000
3	514,000
4	585,000
5	668,000
6	781,000
7	913,000

第五条第三項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改め、同条

第四項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百四十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改め、同条第四項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の見直し等)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（第一号に掲げる給料月額を受けていた職員にあつては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事委員会規則で定める。
  - 一 職員の給与に関する条例別表第一から別表第五までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額
  - 二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第四項の規定による給料月額
  - 三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条第三項の規定による給料月額
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（旧号給等の基礎）
- 4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）若しくは職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第九号）附則第二項若しくは第三項、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定及び人事委員会の定めに従って定められたものでなければならぬ。  
（調整手当に関する経過措置）
- 5 施行日の前日において、現に改正前の給与条例第九条の四各項の規定に基づき調整手当の支給を受けている職員については、なお従前の例による。

## (住居手当に関する経過措置)

6 施行日以後において、県が設置する公舎その他人事委員会規則で定めるもの（以下「公舎等」という。）を自ら居住するための住宅として借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っている職員については、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第九条の五第一項第一号の規定にかかわらず、施行日から平成十七年三月三十一日までの間は、同条第二項第一号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額を住居手当として支給する。ただし、その者が施行日の前日から施行日以後も引き続き当該公舎等を借り受ける場合については、施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 施行日以後において、改正後の給与条例第十条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅として公舎等を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの及びこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が認めるものについては、改正後の給与条例第九条の五第一項第三号の規定にかかわらず、施行日から平成十七年三月三十一日までの間は、同条第二項第三号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額を住居手当として支給する。ただし、その者が施行日の前日から施行日以後も引き続き当該公舎等を借り受ける場合については、施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

## (専門的教育職員の特例)

8 改正前の給与条例第三条第三項に規定する専門的教育職員に係る施行日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第六十二号）又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第六十二号）の規定の例による。

## (島根県条例の左横書きの実施等に関する条例の一部改正)

9 島根県条例の左横書きの実施等に関する条例（平成十五年島根県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表十四の項及び十五の項の上欄中「限る」を「限り、左横書きに改正しない表の文面上の位置又は方向を示すために用いられているものを除く」に改める。

（人事委員会規則への委任）

10 附則第二項から第八項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第六十二号

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和二十九年島根県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「一万四千元」を「一万三千五百円」に改める。

第十九条の二第一項第一号中「教育職員（）」の下に「県が設置する公舎を貸与されている教育職員その他」を加え、同項第二号中「その」を「当該教育職員の」に改め、「含む。」の下に「のうち当該教育職員その他人事委員会規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないもの」を加え、同項第三号中「住宅（）」の下に「県が設置する公舎その他」を加え、同条第二項中「応じて」を「応じ」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第二号を次のように改める。



二 前項第二号に掲げる教育職員 二千五百円

第二十条第一項第二号中「自転車その他」を「自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）その他」に、「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第三号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第二項中「に依じて、当該各号に掲げる」を「に依じ、当該各号に定める」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる教育職員 次に掲げる教育職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務教育職員のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める教育職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車を使用する教育職員 交通用具使用者通勤手当表（別表第五）の左欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

ロ イに掲げる教育職員以外の教育職員 イに定める額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第二十条第二項第三号中「自転車等」を「自動車等」に、「掲げる額」を「定める額」に改める。

第二十三条第一項及び第二項中「（別表第五）」を「（別表第六）」に改める。

第二十四条第二項中「十二月に支給する場合には百分の百七十」を「十二月に支給する場合には百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の九十」を「百分の七十五」に、「百分の八十」を「百分の六十五」に改める。

第二十九条第一号中「県公舎」を「県が設置する公舎」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 ( 第四条関係 )

大 学 教 育 職 給 料 表

教育 職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	252,700	285,600	365,900
	2	160,800	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	168,700	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	178,800	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	189,600	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	197,300	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	204,600	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	212,300	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	220,600	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	229,900	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	237,500	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	246,100	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	254,000	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	261,900	326,600	405,500	440,200	519,700
	15	269,300	333,200	413,100	447,600	530,000
	16	276,500	339,700	420,500	454,700	539,200
	17	283,200	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	289,600	352,000	434,700	466,500	557,200
再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員	19	295,900	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	301,900	363,300	445,400	477,400	574,300
	21	307,600	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	312,500	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	317,000	378,900	456,000	493,000	590,200
	24	321,400	382,800	458,900	497,000	
	25	324,900	385,700	462,000	500,300	
	26	328,000	388,400	465,000	503,600	
	27	331,000	391,300	468,100		
	28	333,700	394,000	471,100		
	29	335,900	396,800			
	30	337,900	399,400			
	31	340,000	402,200			
	32	342,000	405,000			
	33	344,000	407,900			
	34	346,000	410,700			
	35	348,000				
	36	350,100				
	37	352,200				
	38	354,400				
	特 1					573,000
	特 2					636,000
	特 3					704,000
	特 4					783,000
	特 5					843,000
	特 6					906,000
	特 7					991,000
再任 用教 育職 員		239,500	288,100	304,100	336,400	417,800

備考 この表の5級の特1号給から特7号給までの号給は、大学の学長のみ適用する。

別表第二 (第四条関係)

高等学校等教育職給料表

教育 職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員		円	円	円	円
	1	—	—	311,100	404,900
	2	147,400	191,100	324,600	414,900
	3	153,600	198,000	337,800	424,300
	4	160,800	205,000	347,900	433,700
	5	168,700	212,400	358,000	443,100
	6	177,700	220,300	368,300	452,000
	7	187,700	231,300	378,200	460,800
	8	194,300	242,800	387,700	469,200
	9	201,000	254,400	397,200	478,200
	10	207,700	266,700	406,100	487,100
	11	214,800	279,400	414,900	497,000
	12	222,100	292,500	423,500	506,100
	13	230,300	306,100	431,700	514,500
	14	238,000	319,500	439,400	521,800
	15	245,900	332,100	446,800	526,200
	16	253,800	342,000	454,200	
	17	261,600	351,900	462,200	
	18	269,300	361,900	470,200	
	19	276,900	371,300	478,100	
	20	283,700	380,600	485,900	
	21	290,300	389,500	493,700	
	22	296,400	397,400	500,500	
	23	302,400	404,500	504,500	
	24	308,300	411,700		
	25	314,100	418,400		
	26	319,900	424,700		
	27	325,300	430,100		
	28	330,700	435,300		
	29	335,700	440,100		
	30	339,400	444,400		
	31	342,400	448,700		
	32	345,200	452,900		
	33	348,000	455,700		
	34	350,000			
	35	352,000			
	36	353,800			
	37	355,500			
	38	357,200			
	39	359,400			
40	361,400				
再任 用教 育職 員		238,500	283,700	355,000	431,000

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第五 ( 第二十条関係 )

## 交通用具使用者通勤手当表

自動車等の使用距離	通勤手当の額
片道3キロメートル未満	1,400円
片道3キロメートル以上4キロメートル未満	2,000円
片道4キロメートル以上5キロメートル未満	2,500円
片道5キロメートル以上6キロメートル未満	3,100円
片道6キロメートル以上7キロメートル未満	3,600円
片道7キロメートル以上8キロメートル未満	4,100円
片道8キロメートル以上9キロメートル未満	4,700円
片道9キロメートル以上10キロメートル未満	5,200円
片道10キロメートル以上11キロメートル未満	5,700円
片道11キロメートル以上12キロメートル未満	6,200円
片道12キロメートル以上13キロメートル未満	6,700円
片道13キロメートル以上14キロメートル未満	7,100円
片道14キロメートル以上15キロメートル未満	7,600円
片道15キロメートル以上16キロメートル未満	8,100円
片道16キロメートル以上17キロメートル未満	8,600円
片道17キロメートル以上18キロメートル未満	9,000円
片道18キロメートル以上19キロメートル未満	9,500円
片道19キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
片道20キロメートル以上21キロメートル未満	10,400円
片道21キロメートル以上22キロメートル未満	10,900円
片道22キロメートル以上23キロメートル未満	11,400円
片道23キロメートル以上24キロメートル未満	11,800円
片道24キロメートル以上25キロメートル未満	12,300円
片道25キロメートル以上26キロメートル未満	12,700円
片道26キロメートル以上27キロメートル未満	13,200円
片道27キロメートル以上28キロメートル未満	13,600円
片道28キロメートル以上29キロメートル未満	14,100円
片道29キロメートル以上30キロメートル未満	14,500円
片道30キロメートル以上31キロメートル未満	14,900円
片道31キロメートル以上32キロメートル未満	15,400円
片道32キロメートル以上33キロメートル未満	15,800円
片道33キロメートル以上34キロメートル未満	16,200円
片道34キロメートル以上35キロメートル未満	16,700円
片道35キロメートル以上36キロメートル未満	17,100円
片道36キロメートル以上37キロメートル未満	17,600円
片道37キロメートル以上38キロメートル未満	18,000円
片道38キロメートル以上39キロメートル未満	18,400円
片道39キロメートル以上40キロメートル未満	18,800円
片道40キロメートル以上41キロメートル未満	19,300円
片道41キロメートル以上42キロメートル未満	19,700円
片道42キロメートル以上43キロメートル未満	20,100円
片道43キロメートル以上44キロメートル未満	20,500円
片道44キロメートル以上45キロメートル未満	21,000円
片道45キロメートル以上46キロメートル未満	21,400円
片道46キロメートル以上47キロメートル未満	21,800円
片道47キロメートル以上48キロメートル未満	22,200円
片道48キロメートル以上49キロメートル未満	22,600円
片道49キロメートル以上50キロメートル未満	23,100円

別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

片道50キロメートル以上51キロメートル未満	23,500円
片道51キロメートル以上52キロメートル未満	23,900円
片道52キロメートル以上53キロメートル未満	24,300円
片道53キロメートル以上54キロメートル未満	24,700円
片道54キロメートル以上55キロメートル未満	25,100円
片道55キロメートル以上56キロメートル未満	25,500円
片道56キロメートル以上57キロメートル未満	26,000円
片道57キロメートル以上58キロメートル未満	26,400円
片道58キロメートル以上59キロメートル未満	26,800円
片道59キロメートル以上60キロメートル未満	27,200円
片道60キロメートル以上61キロメートル未満	27,600円
片道61キロメートル以上62キロメートル未満	28,000円
片道62キロメートル以上63キロメートル未満	28,400円
片道63キロメートル以上64キロメートル未満	28,800円
片道64キロメートル以上65キロメートル未満	29,200円
片道65キロメートル以上66キロメートル未満	29,600円
片道66キロメートル以上67キロメートル未満	30,000円
片道67キロメートル以上68キロメートル未満	30,400円
片道68キロメートル以上69キロメートル未満	30,800円
片道69キロメートル以上70キロメートル未満	31,200円
片道70キロメートル以上71キロメートル未満	31,600円
片道71キロメートル以上72キロメートル未満	32,000円
片道72キロメートル以上73キロメートル未満	32,400円
片道73キロメートル以上74キロメートル未満	32,800円
片道74キロメートル以上75キロメートル未満	33,200円
片道75キロメートル以上76キロメートル未満	33,600円
片道76キロメートル以上77キロメートル未満	34,000円
片道77キロメートル以上78キロメートル未満	34,400円
片道78キロメートル以上	34,800円

第二条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「月額」を「額」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に掲げる教育職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）額）

第二十条第二項第二号中「教育職員の区分に応じ」の下に「支給単位期間につき」を加え、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第三号中「応じ、」の下に「前二号に定める額（一箇月当たりの）を加え、「（その額が五万円を超えるときは、その額と五万円との差額の二分の一（その差額の二分の一が五千円を超えるときは、五千円）を五万円に加算した」を「が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第三項中「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第二十条第四項中「月額」を「額」に改め、同条第五項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される教育職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該教育職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

第二十四条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百二十五」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「十二月に支給する場合においては百分の七十五」を「六月に支給する場合には百分の八十五」に、「六月に支給する場合には百分の七十五」を「六月に支給する場合には百分の六十五」に、「百分の六十五」を「百分の七十五」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。  
（最高号給を超える給料月額の変更等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた教育職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。



( 施行日前の異動者の号給等の調整 )

3 施行日前に職務の級を異にして異動した教育職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

( 旧号給等の基礎 )

4 前二項の規定の適用については、教育職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する条例又は県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( 平成十五年島根県条例第十号 ) 附則第二項若しくは第三項並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定及び人事委員会の定めに従って定められたものでなければならない。

( 住居手当に関する経過措置 )

5 施行日以後において、県が設置する公舎その他人事委員会規則で定めるもの ( 以下「公舎等」という。 ) を自ら居住するための住宅として借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っている教育職員については、第一条の規定による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例 ( 以下「改正後の条例」という。 ) 第十九条の二第一項第一号の規定にかかわらず、施行日から平成十七年三月三十一日までの間は、同条第二項第一号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額を住居手当として支給する。ただし、その者が施行日の前日から施行日以後も引き続き当該公舎等を借り受ける場合については、施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

6 施行日以後において、改正後の条例第二十条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される教育職員で、配偶者が居住するための住宅として公舎等を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの及びこれらのもの

との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が認めるものについては、改正後の条例第十九条の二第一項第三号の規定にかかわらず、施行日から平成十七年三月三十一日までの間は、同条第二項第三号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額を住居手当として支給する。ただし、その者が施行日の前日から施行日以後も引き続き当該公舎等を借り受ける場合については、施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第六十三号

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和二十九年島根県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「一万四千元」を「一万三千五百円」に改める。

第十七条の二第一項第一号中「教職員」の下に「市町村が設置する公舎を貸与されている教職員その他」を加え、同項第二号中「その」を「当該教職員の」に改め、「含む。」の下に「のうち当該教職員その他県教育委員会規則で定める者」によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないもの」を加え、同項第三号中「住宅」の下に「市町村が設置する公舎その他」を加え、同条第二項中「応じて」を「応じ」に、「掲

げる額」を「定める額」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる教職員 二千五百円

第十八条第一項第二号中「自転車その他」を「自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）その他」に、「県教育委員会が」を「県教育委員会規則で」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第三号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第二項中「に」に於て、当該各号に掲げる」を「に」に於て、当該各号に定める」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務教職員のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して県教育委員会規則で定める教職員にあつては、その額から、その額に県教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車を使用する教職員 交通用具使用者通勤手当表（別表第五）の左欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

ロ イに掲げる教職員以外の教職員 イに定める額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第十八条第二項第三号中「自転車等」を「自動車等」に、「掲げる額」を「定める額」に改める。  
別表第一を次のように改める。

別表第一 ( 第五条関係 )

中学校及び小学校教育職給料表

教職 員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用教 職員 以外 の教 育職 員		円	円	円	円
	1	—	—	270,000	400,100
	2	147,400	162,900	283,600	408,800
	3	153,600	171,200	297,400	417,200
	4	160,800	180,200	311,100	425,600
	5	168,700	191,100	324,600	433,900
	6	177,700	198,000	337,800	441,600
	7	187,700	205,000	347,900	449,200
	8	194,300	212,400	358,000	456,400
	9	200,900	220,300	368,300	463,300
	10	207,500	231,300	377,000	470,000
	11	214,200	242,800	385,400	476,900
	12	221,100	254,400	393,400	484,000
	13	228,400	266,700	401,200	490,400
	14	235,600	279,400	408,700	495,600
	15	242,600	292,500	416,100	499,500
	16	249,700	306,100	423,300	
	17	256,200	319,500	430,000	
	18	262,600	332,100	436,600	
	19	269,100	342,000	443,100	
	20	274,900	351,800	448,900	
	21	280,200	361,700	454,300	
	22	285,100	370,000	458,900	
	23	289,800	378,200	463,100	
	24	293,900	385,800	466,800	
	25	297,300	392,600	469,900	
	26	300,600	398,900	472,700	
	27	303,900	404,600		
	28	306,300	409,800		
	29	308,100	414,600		
	30	309,900	419,400		
	31	311,600	424,100		
	32	313,300	428,100		
	33	315,000	432,300		
	34		436,200		
	35		439,800		
36		442,200			
再任 用教 職員		227,100	280,300	347,200	420,800

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第五 (第十八条関係)

## 交通用具使用者通勤手当表

自動車等の使用距離	通勤手当の額
片道3キロメートル未満	1,400円
片道3キロメートル以上4キロメートル未満	2,000円
片道4キロメートル以上5キロメートル未満	2,500円
片道5キロメートル以上6キロメートル未満	3,100円
片道6キロメートル以上7キロメートル未満	3,600円
片道7キロメートル以上8キロメートル未満	4,100円
片道8キロメートル以上9キロメートル未満	4,700円
片道9キロメートル以上10キロメートル未満	5,200円
片道10キロメートル以上11キロメートル未満	5,700円
片道11キロメートル以上12キロメートル未満	6,200円
片道12キロメートル以上13キロメートル未満	6,700円
片道13キロメートル以上14キロメートル未満	7,100円
片道14キロメートル以上15キロメートル未満	7,600円
片道15キロメートル以上16キロメートル未満	8,100円
片道16キロメートル以上17キロメートル未満	8,600円
片道17キロメートル以上18キロメートル未満	9,000円
片道18キロメートル以上19キロメートル未満	9,500円
片道19キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
片道20キロメートル以上21キロメートル未満	10,400円
片道21キロメートル以上22キロメートル未満	10,900円
片道22キロメートル以上23キロメートル未満	11,400円
片道23キロメートル以上24キロメートル未満	11,800円
片道24キロメートル以上25キロメートル未満	12,300円
片道25キロメートル以上26キロメートル未満	12,700円
片道26キロメートル以上27キロメートル未満	13,200円
片道27キロメートル以上28キロメートル未満	13,600円
片道28キロメートル以上29キロメートル未満	14,100円
片道29キロメートル以上30キロメートル未満	14,500円
片道30キロメートル以上31キロメートル未満	14,900円
片道31キロメートル以上32キロメートル未満	15,400円
片道32キロメートル以上33キロメートル未満	15,800円
片道33キロメートル以上34キロメートル未満	16,200円
片道34キロメートル以上35キロメートル未満	16,700円
片道35キロメートル以上36キロメートル未満	17,100円
片道36キロメートル以上37キロメートル未満	17,600円
片道37キロメートル以上38キロメートル未満	18,000円
片道38キロメートル以上39キロメートル未満	18,400円
片道39キロメートル以上40キロメートル未満	18,800円
片道40キロメートル以上41キロメートル未満	19,300円
片道41キロメートル以上42キロメートル未満	19,700円
片道42キロメートル以上43キロメートル未満	20,100円
片道43キロメートル以上44キロメートル未満	20,500円
片道44キロメートル以上45キロメートル未満	21,000円
片道45キロメートル以上46キロメートル未満	21,400円
片道46キロメートル以上47キロメートル未満	21,800円
片道47キロメートル以上48キロメートル未満	22,200円
片道48キロメートル以上49キロメートル未満	22,600円
片道49キロメートル以上50キロメートル未満	23,100円

別表第四の次に次の一表を加える。

片道50キロメートル以上51キロメートル未満	23,500円
片道51キロメートル以上52キロメートル未満	23,900円
片道52キロメートル以上53キロメートル未満	24,300円
片道53キロメートル以上54キロメートル未満	24,700円
片道54キロメートル以上55キロメートル未満	25,100円
片道55キロメートル以上56キロメートル未満	25,500円
片道56キロメートル以上57キロメートル未満	26,000円
片道57キロメートル以上58キロメートル未満	26,400円
片道58キロメートル以上59キロメートル未満	26,800円
片道59キロメートル以上60キロメートル未満	27,200円
片道60キロメートル以上61キロメートル未満	27,600円
片道61キロメートル以上62キロメートル未満	28,000円
片道62キロメートル以上63キロメートル未満	28,400円
片道63キロメートル以上64キロメートル未満	28,800円
片道64キロメートル以上65キロメートル未満	29,200円
片道65キロメートル以上66キロメートル未満	29,600円
片道66キロメートル以上67キロメートル未満	30,000円
片道67キロメートル以上68キロメートル未満	30,400円
片道68キロメートル以上69キロメートル未満	30,800円
片道69キロメートル以上70キロメートル未満	31,200円
片道70キロメートル以上71キロメートル未満	31,600円
片道71キロメートル以上72キロメートル未満	32,000円
片道72キロメートル以上73キロメートル未満	32,400円
片道73キロメートル以上74キロメートル未満	32,800円
片道74キロメートル以上75キロメートル未満	33,200円
片道75キロメートル以上76キロメートル未満	33,600円
片道76キロメートル以上77キロメートル未満	34,000円
片道77キロメートル以上78キロメートル未満	34,400円
片道78キロメートル以上	34,800円

第二条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「月額」を「額」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に掲げる教職員 支給単位期間につき、県教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）を、ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）額）を加え、「一箇月」を「支給単位期間につき」を加え、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第三号中「応じ、」の下に「前二号に定める額（一箇月当たりの）を加え、」（その額が五万円を超えるときは、その額と五万円との差額の二分の一（その差額の二分の一が五万円を超えるときは、五万円）を五万円に加算した）を「が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第三項中「月額」を「額」に、「県教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、県教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額



第十八条第四項中「月額」を「額」に改め、同条第五項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 通勤手当は、支給単位期間（県教育委員会規則で定める通勤手当にあつては、県教育委員会規則で定める期間）に係る最初の月の県教育委員会規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の県教育委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して県教育委員会規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として県教育委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

##### （最高号給を超える給料月額の見直し等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた教職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、県教育委員会規則で定める。

##### （施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した教職員及び県教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

##### （旧号給等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第十一号）附則第二項若しくは第三項並びにこれらに基づく県教育委員会規則の規定及び県教育委員会の定めに従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

5 施行日以後において、市町村が設置する公舎その他県教育委員会規則で定めるもの（以下「公舎等」という。）を自ら居住するための住宅として借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っている教職員については、第一条の規定による改正後の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十七条の二第一項第一号の規定にかかわらず、施行日から平成十七年三月三十一日までの間は、同条第二項第一号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額を住居手当として支給する。ただし、その者が施行日の前日から施行日以後も引き続き当該公舎等を借り受ける場合については、施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

6 施行日以後において、改正後の条例第十八条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅として公舎等を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの及びこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして県教育委員会が認めるものについては、改正後の条例第十七条の二第一項第三号の規定にかかわらず、施行日から平成十七年三月三十一日までの間は、同条第二項第三号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額を住居手当として支給する。ただし、その者が施行日の前日から施行日以後も引き続き当該公舎等を借り受ける場合については、施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（県教育委員会規則への委任）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第六十四号

特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例（昭和三十年島根県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第二条 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

職員の期末手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県条例第六十五号

## 職員の期末手当の特例に関する条例

## (職員の期末手当の特例)

第一条 平成十五年十二月一日に職員の給与に関する条例(昭和二十六年島根県条例第一号。以下「職員条例」という。)第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年島根県条例第六十一号)第一条の規定による改正後の職員条例(以下「改正後の職員条例」という。)第十五条の五第一項後段の規定の適用を受ける職員を含む。以下「職員」という。)に平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の職員条例第十五条の五第二項から第五項まで若しくは第十六条の二第一項、第二項若しくは第四項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年島根県条例第四号。以下「外国機関派遣条例」という。)第四条第一項若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年島根県条例第五十二号。以下「公益法人派遣条例」という。)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「職員基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「職員調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、職員調整額が職員基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)( )において職員が受けるべき給料(給料月額については、職員の給料の特例に関する条例(平成十五年島根県条例第十五号。次条及び第三条において「特例条例」という。)(第一条の規定による額をいう。以下この条において同じ。)( )、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(職員条例第十条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)( )及び特地勤務手当(職員条例第十一条の三の規定による手当を含む。)( )の月額の合計額に百分の一・一を乗じて得た額(以下「第一条第一

号基礎額」という。)に、同年四月から同年十一月までの月数(以下「調整月数」という。)を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・一を乗じて得た額  
(教育職員の期末手当の特例)

第二条 平成十五年十二月一日に県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和二十九年島根県条例第六号。以下「県立学校条例」という。)第四条第一項に規定する給料表の適用を受ける教育職員(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年島根県条例第六十二号)第一条の規定による改正後の県立学校条例(以下「改正後の県立学校条例」という。))第二十四条第一項後段の規定の適用を受ける教育職員を含む。以下「教育職員」という。)に平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の県立学校条例第二十四条第二項から第五項まで若しくは第二十七条第一項、第二項若しくは第四項又は外国機関派遣条例第四条第一項若しくは公益法人派遣条例第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「教育職員基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「教育職員調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、教育職員調整額が教育職員基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに教育職員となった者)にあつては、新たに教育職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)において教育職員が受けるべき給料(給料月額に ついては、特例条例第二条の規定による額をいう。以下この条において同じ。)、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(県立学校条例第二十条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)、特勤勤務手当(県立学校条例第二十一条の三の規定による手当を含む。))及び教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年島根県条例第四十二号)第三条第一項に規定する教職調整額(次条において「教職調整額」という。))の月額の合計額に百分の一・一を乗じて得た額(以下「第二条第一号基礎額」という。)に、調整月数を

## 乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・一を乗じて得た額  
(教職員の期末手当の特例)

第三条 平成十五年十二月一日に市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和二十九年島根県条例第七号。以下「市町村立学校条例」という。)第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける教職員(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年島根県条例第六十三号)第一条の規定による改正後の市町村立学校条例(以下「改正後の市町村立学校条例」という。))第二十条第二項の規定によりその例によることとされる改正後の職員条例第十五条の五第一項後段又は改正後の県立学校条例第二十四条第一項後段の規定の適用を受ける教職員を含む。以下「教職員」という。)  
( ) に平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の市町村立学校条例第二十条第二項若しくは第二十一条第一項、第二項若しくは第四項又は外国機関派遣条例第四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「教職員基準額」という。))から次に掲げる額の合計額(以下「教職員調整額」という。))に相当する額を減じた額とする。この場合において、教職員調整額が教職員基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに教職員となった者にあつては、新たに教職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日))において教職員が受けるべき給料(給料月額については、特例条例第三条の規定による額をいう。以下この条において同じ。))、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(市町村立学校条例第十八条の二第二項に規定する県教育委員会規則で定める額を除く。))、へき手当(市町村立学校条例第十九条の三の規定による手当を含む。))及び教職調整額の月額の合計額に百分の一・一を乗じて得た額(以下「第三条第一号基礎額」という。))に、調整月数を乗じて得た額



二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・一を乗じて得た額  
(調整額の特例)

第四条 平成十五年六月に期末手当又は勤勉手当を支給された職員、教育職員又は教職員(以下「職員等」という。)のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正後の職員条例第十五条の五第一項後段又は改正後の県立学校条例第二十四条第一項後段(改正後の市町村立学校条例第二十条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。))の規定の適用を受ける職員等にあつては、退職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。(までの期間引き続き在職した職員等以外の職員等にあつては、職員調整額、教育職員調整額又は教職員調整額は、前三条の規定にかかわらず、それぞれ第一条第一号、第二条第一号又は第三条第一号に掲げる額とする。

(調整額の算定基礎となる給与の額)

第五条 第一条第一号、第二条第一号又は第三条第一号に規定する合計額を算定する場合において、当該合計額の算定の基礎となる日に当該合計額の算定の基礎となる給料(第一条第一号、第二条第一号又は第三条第一号に規定する給料をいう。以下同じ。)(その他の給与の全額が支給された職員等以外の職員等の当該合計額については、当該給料その他の給与の全額を支給されたものとみなして算定するものとする。

(在職しなかつた期間等がある職員等の調整月数の算定)

第六条 平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの期間において、次の各号のいずれかに該当する期間がある職員等の調整月数は、当該期間の区分に応じ当該各号に掲げる月の数を調整月数から減じた月数とする。

一 職員等として在職しなかつた期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間を含む。)(当該期間のある月

二 休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この条において「法」という。)(第二十八条第二



項、職員の休職の事由を定める条例（昭和四十七年島根県条例第四号）第二条又は市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例（昭和四十七年島根県条例第五号）第三条の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七第一項、外国機関派遣条例第二条第一項又は公益法人派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、又は育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間をいう。） 当該期間のある月

三 停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。） 当該期間のある月であつて、その月について支給された給料の額が第一条第一号基礎額、第二条第一号基礎額又は第三条第一号基礎額（以下この条及び次条において「第一条第一号基礎額等」という。）に満たないもの

四 職員の育児休業等に関する条例（平成四年島根県条例第九号）第十条、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和二十七年島根県条例第十号）第十二条第三項若しくは県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和三十一年島根県条例第三十六号）第十二条第三項（市町村立学校条例第二十二條の九の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により給与を減額された期間又は法第三十八条第一項の規定による許可を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間 当該期間のある月

五 職員条例第十二条、県立学校条例第十六条第一項又は市町村立学校条例第十五条の規定により給与を減額された期間 当該期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額が第一条第一号基礎額等に満たないもの

（端数計算）

第七条 第一条第一号基礎額等又は第一条第二号、第二条第二号若しくは第三条第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第六十六号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年島根県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二を次のように改める。

（調整手当）

第六条の二 調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域であつて職員の給与に関する条例第九条の二第一項の規定により人事委員会規則で定める地域に準じて管理者が定めるものに在勤する職員に対して、管理者が定めるところにより支給する。

第六条の三第一号中「職員」の下に「県が設置する公舎を貸与されている職員その他」を加え、同条第二号中「その」を

「当該職員の」に改め、「含む。」の下に「のうち当該職員その他管理者の定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないもの」を加え、同条第三号中「住宅」の下に「県が設置する公舎その他」を加える。

第七条第二号中「自転車その他」を「自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）その他」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第三号中「自転車等」を「自動車等」に改める。

## 附 則

## （施行期日）

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。

## （調整手当に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に改正前の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条の二第二号又は第三号の規定に基づき調整手当の支給を受けている職員については、なお従前の例による。

## （住居手当に関する経過措置）

3 施行日以後において、自ら居住するための住宅として県が設置する公舎その他管理者が定めるものを借り受けている職員及びこの条例による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第七条の二の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅として県が設置する公舎その他管理者が定めるものを借り受けている職員については、同条例第六条の三第一号又は第三号の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第六十一号）附則第六項又は第七項の規定の例による。